

木材伐出業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
6	14~ 15	林道の草刈作業に従事していた際、木柵工がされた法面周辺の草刈をしていたところ、木柵を止めていた腐食した番線に草刈刀が当たり、弾かれて右頬を負傷した。フェイスガードを着用していたが、ガードの隙間から番線が入ったようである。	43	1 ~ 9
7	12~13	山林で切捨間伐中に、風倒木直径30cmを玉切りしたところ、木の下方にあたりチェーンソーがキックバックしたため右足親指のつけ根を切創した。	27	10 ~ 29
9	13~ 14	山林で、下刈作業中キックバックをおこし、右足親指の爪の横を草刈機の刃で負傷した。	49	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html